

戦闘 定義は？

衆院予算委員会は14日、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に参加する陸上自衛隊の日報が「戦闘」と報告しているのに、「戦闘行為はなかった」と繰り返す稲田朋美防衛相に対する野党の追及が続いた。苦しい答弁の背景には、憲法9条下で自衛隊の海外活動を広げることの難しさがある。

民進党の辻元清美氏は過激派組織「イスラム国」(IS)をめぐるシリアの内戦を引き合いに、「シリア内戦は『戦闘』か、『衝突』か」とたどした。

稲田防衛相は「戦闘行為か」という法的な用語について評価していない」と繰り返した。しびれを切らせた安倍晋三首相が「ISへの軍事作戦の後方支援はしないのだから、憲法との関係を検討する必要がない」と割って入る場面もあった。

「戦闘」の言葉づかいをめぐって論戦になる背景には、憲法9条で自衛以外の

武力行使が禁じられている自衛隊を海外に派遣するため、政府が守っている「ガラス細工」のような理屈付けがある。

自衛隊の海外派遣のための初の法律が、1992年に成立したPKO法。9条に反しないよう「停戦合意」などの参加5原則が盛り込まれた。当事者間の紛争に巻き込まれ、海外で武力行使することがないように、という配慮からだ。

停戦合意が成立していれば、派遣先で「戦闘」が起きることはありえない。そんな考えに基づき、政府は「戦闘」を「国や国に準ずる組織(国準)の間の争いの一環で人を殺傷または物を破壊する行為」と定義。9条の枠内に収めるための

日本独特の考え方だ。PKO法以降の法律にも、「戦闘」によって一線

を引く考え方が踏襲された。昨年施行の安全保障関連法では「現に戦闘行為が行われている現場では実施しない」(重要影響事態法や国際平和支援法)と明記されている。

この「戦闘」の認定は派遣や撤収に関わる。稲田氏は「9条上の問題になる言葉を使うべきではない」と答弁。派遣部隊の日報にある「戦闘」と切り離した。

ただ「国準」とは何か自体が派遣先の状況に応じて判断され、そこから導く「戦闘」の意味にもあいまいさがつきまとう。実際、南スーダンの首都ジュバで昨年7月に起きた大統領派と前副大統領派の大規模衝突では、日本政府は前副大統領派を「国準」と認めず自衛隊派遣を続けた。